

神奈川県高校生等奨学給付金（国公立高等学校等）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等及び高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対し、奨学のための給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、次に掲げる高等学校等

ア 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

イ 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

（2）高等学校等専攻科

国又は地方公共団体が設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。

ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

イ 国家資格者養成課程を有するもの

（3）高校生等

ア 法第3条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）

イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する学び直し支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の高等部に通う者を除く。）

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「専攻科支援金に係る補助金交付要綱」という。）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校

の専攻科に通う者を除く。)

エ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていない者

(4) 保護者等

法第 3 条第 2 項第 3 号、同法施行令第 1 条第 1 項及び同法施行規則第 2 条第 2 項に規定する保護者等とする。

ただし、高等学校等専攻科に通う高校生等については、専攻科支援金に係る補助金交付要綱第 3 条第 4 号に規定する保護者等とする。

(支給を受けることができる世帯の資格)

第 3 条 高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることができる世帯は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 神奈川県内に保護者等が住所を有する世帯

(2) 7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）

ただし、対象となる高校生等が高等学校等専攻科に通う高校生等の場合は非課税世帯に限る。

(3) 7 月 1 日現在、高等学校等又は高等学校等専攻科に高校生等が在籍している世帯
ただし、7 月以降に入学することが定められている高等学校等及び高等学校等専攻科の入学者は、当該入学時期の状況により判断する。また、7 月 1 日現在、休学している高校生等は、当該年度の 11 月 30 日までに復学している場合に限り支給するものとする。

(奨学給付金の支給)

第 4 条 神奈川県教育委員会は、毎年度、予算の範囲内において、前条に該当する世帯の保護者等に対して、次に掲げる授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件に、奨学給付金を支給する。

教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費、修学旅行費等

(奨学給付金の額)

第 5 条 奨学給付金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。

- (1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等
高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 32,300円
- (2) 非課税世帯に扶養されている高校生等（前号の場合を除く。）
ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 84,000円
イ 通信制の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 36,500円
ウ 高等学校等専攻科に通う高校生等 1人当たり年額 36,500円
エ 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 129,700円
オ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 129,700円
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等については全て1人当たり年額36,500円、高等学校等専攻科に通う高校生等については全て1人当たり年額36,500円を支給し、通信制以外の高等学校等に通う高校生等については全て1人当たり年額129,700円を支給する。
- 3 非課税世帯に扶養されている高校生等（第1項第1号の場合を除く。）については、オンライン学習に係る通信費相当として、1人当たり年額10,000円（月額に換算する場合は1,000円（6月～翌年3月分の10月））を追加支給することができるものとする。

（支給の回数）

第6条 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、次の各号の区分に応じた回数を上限とする。

- (1) 全日制の高等学校等に通う高校生等 通算3回
ただし、第2条第3号イに該当する場合は、この回数に加えて1回支給することができるものとする。
- (2) 定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等 通算4回
ただし、第2条第3号イに該当する場合は、この回数に加えて最大で2回まで支給することができるものとする。
- (3) 高等学校等専攻科に通う高校生等 通算2回（当該高校生等の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）

(奨学給付金の申請)

第7条 奨学給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等は、高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)に、次の書類を添付して、原則として学校長を経由して神奈川県教育委員会に提出するものとする。

(1) 生活保護受給世帯

ア 生活保護法第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)又は生業扶助の措置状況がわかる証明書

イ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

(2) 非課税世帯

ア 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類又は保護者等全員の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号)がわかる書類

ただし、対象となる高校生等が高等学校等専攻科に通う高校生等の場合は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類に限る。

イ 7月1日現在、高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類

ウ 7月1日現在、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その扶養状況がわかる書類

エ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

オ オンライン学習の通信費に係る誓約書(第5号様式)

ただし、第5条第3項に規定する支給を受けようとする場合に限る。

2 前項に規定する添付書類のうち、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の申請等と重複する書類は提出を省略することができるものとする。

(学校長の確認)

第8条 保護者等が行う前条第1項の申請には、7月1日現在在学した学校に納付する授業料以外の納付金等(以下「納付金等」という。)に未済がないことについて、7月1日現在在学した学校の長の確認を要するものとする。

(委任状)

第9条 前条において、納付金等に未済があるときは、保護者等は、奨学給付金を当該未済に充てることについて、学校長に委任するものとする。

2 前項に規定する委任をする場合にあつては、保護者等は、奨学給付金を学校長に支払うことについて、神奈川県教育委員会に委任するものとする。

(支給の認定)

第10条 神奈川県教育委員会は、第7条の申請を受理したときは、その内容を審査

し、支給の認定又は不認定の決定をするものとする。

- 2 神奈川県教育委員会は、支給の認定を決定したときは、高校生等奨学給付金支給決定通知書（第3号様式）を、支給の不認定の決定をしたときは、高校生等奨学給付金不支給決定通知書（第4号様式）を、保護者等に通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 神奈川県教育委員会は、前条第1項の規定により支給の認定を決定した保護者等に対して奨学給付金を支給するものとする。ただし、納付金等に未済があり、第9条に規定する委任があったときは、未済の額を上限として、奨学給付金を学校長に支給するものとする。

（支出負担行為の委任）

第12条 第4条の奨学給付金の支給について、7月1日現在在学した学校が神奈川県立学校である場合は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第19条第1項第9号の規定により、7月1日現在在学した神奈川県立学校の長に支出負担行為を委任するものとし、この要綱の規定中「神奈川県教育委員会」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。

（その他）

第13条 新入生に対する一部給付の早期化については、別紙1により取扱うものとする。

- 2 家計急変世帯への支援については、別紙2により取扱うものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

新入生に対する一部給付の早期化について

1 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生のうち4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を希望する者に対して、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行うことができるものとする。

この場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2 対象世帯について

(1) 生活保護受給世帯の新入生について

ア 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、第3条第2号に定める「生活保護受給世帯」であることについて、4月1日現在の生業扶助の措置状況を証明書により確認し、第5条第1項第1号に定める単価に4分の1を乗じた額を給付することとする。

イ 7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の生業扶助の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 非課税世帯の新入生について

ア 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、第3条第2号に定める「非課税世帯」であることについて、前年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類により確認し、第5条第1項第2号及び第2項に定める単価に4分の1を乗じた額に1,000円（通信費単価（月額））を加えた額を給付することとする。

イ 7～3月分相当額の給付については、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した給付額（年額）に10,000円（通信費単価（年額））を加えた額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

3 事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の高中生等奨学給付金の取扱いと同様とする。

その場合、7月1日現在の状況によることとしているものについては、4～6月分においては4月1日現在の状況によることとする。

家計急変世帯への支援について

1 概要

家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、高校生等奨学給付金の給付額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として、高校生等奨学給付金の給付を行うことができるものとする。

2 対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、第3条第2号に定める「非課税世帯」に相当すると認められる者を対象とする。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は、誓約・委任欄及び対象となる高校生等の健康保険証等の写しにより行う。
- (3) 給付額及び家計の状況の確認

ア 新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合

(ア) 6月30日以前に家計が急変し、12月15日（12月15日が県の休日（神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第5条第1項第2号及び第2項に定める単価に 10,000 円（通信費単価（年額））を加えた額 を給付する。

(イ) 7月1日以降に家計が急変し、12月15日（12月15日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第5条第1項第2号及び第2項に定める単価に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月。以下同じ。）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額に、家計急変の発生した日の属する月の翌月から3月までの月数に1,000 円（通信費単価（月額））乗じた額を加えた額 を給付する。

(ウ) (ア)・(イ)いずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

イ 新入生に対する前倒し給付を行う場合

(ア) 3月31日以前に家計が急変し、6月30日までに申請のあった者には、第5条第1項第2号及び第2項に定める単価に4分の1を乗じた額に 1,000 円（通信費単価（月額））を加えた額 を給付する。

(イ) 4月1日以降に家計が急変し、申請のあった者には、アと同様の取扱いにより給付する。

(ウ) (ア)・(イ)いずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

- (4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記の他、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱い（新入生に対する前倒し給付を行う場合は、前倒し給付の取扱い）と同様とする。

4 家計の状況の確認方法について

家計の状況の確認方法は次のとおりとする。

(1) 確認書類

高校生等奨学給付金を受けようとする者が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

(確認書類の例)

- ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- ②課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）
- ③扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

(2) 収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

<所得割合算額の見込が非課税の世帯の例>

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

※上記に該当しない世帯の例は、別に定める。

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。
- ・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

3か月の平均給与月額×12月

高校生等奨学給付金受給申請書

殿

※記入しないでください。

年 月 日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	ふりがな		高校生 等との 関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()	
	氏名				
	住所	〒		日中連絡が取れる電話番号 - -	
	※1月1日現在、上記と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	都道府県
		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。			
申請者 以外の 保護者等	ふりがな		高校生 等との 関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()	
	氏名				
	住所	〒		日中連絡が取れる電話番号 - -	
	※1月1日現在、上記の申請者住所と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	都道府県
		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。			

非課税世帯⇒【1】～【5】を記入してください。

生活保護受給世帯⇒【1】【3】【4】【5】を記入してください。(【2】は記入不要)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
氏名		平成				
在学する学校	学校の名称	(国公立) 立	学校	年		
	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科				
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数		
	立	~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明		
	学校名	年 月 日	課程	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	立	~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明		
				<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

【2】扶養親族の状況について ※非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考	
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。							
扶養親族の状況			国・公・私立 学校 年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			国・公・私立 学校 年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	【上記以外の兄弟姉妹】※当該世帯に7月1日現在(一部前倒し給付申請の場合は4月1日現在)、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。						

【3】振込先口座

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード	預金 種目	普通・貯蓄
金融機関コード							
口座番号			口座名義人 (申請者)	※カタカナで記入してください			

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)
---	--------------------------	--

(2)次の者の 課税証明書等を提出します。(提出しています。)
 個人番号カードの写し等を提出します。(提出しています。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分(単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。)
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (複数選任されている場合は全員分)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 など
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

(3)次の理由により、(1)又は(2)の書類を提出しません。

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

<p>次のことを確認し、誓約(委任)します。</p> <p>(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。))の支弁対象ではありません。 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。 <p>(注)神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。 <u>学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。</u></p> <p>(非課税世帯の方のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 私の世帯は、7月1日現在(一部前倒し給付申請の場合は4月1日現在)、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く) 【2】扶養親族等の状況についての欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。 	<p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <hr/>
--	---

<学校使用欄>

<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>学校受付印</p>	<p>次のことについて確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年4月1日現在、本校の <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 課程に在学します。 <input type="checkbox"/> 年7月1日現在、 <input type="checkbox"/> 就学支援金 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金 の受給資格を有する(補助要件を満たす)者です。 <input type="checkbox"/> 専攻科支援金 納付金等について <input type="checkbox"/> 未済なし <input type="checkbox"/> 未済あり () 円 	<p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <hr/>
<p>学校の名称</p>	<p>学校の電話番号</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;">職印</div>
<p>学校の所在地</p> <p>〒</p>	<p>— —</p>	

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【申請者以外の保護者等】の欄は、次によって記入してください。

【申請者（保護者等）】の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

- ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。
- イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。
なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】扶養親族の状況についての欄は、次によって記入してください。

非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23歳未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【3】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【4】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑤又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

【神奈川県内公立学校のみ】

(2)①～⑤にチェックした場合は、「課税証明書等を提出します。（提出していません。）」又は「個人番号カードの写し等を提出します。（提出していません。）」のいずれか1つにもチェックしてください。

- ・「課税証明書等を提出します。（提出していません。）」にチェックした場合は、課税証明書等により収入状況を確認します。
- ・「個人番号カードの写し等を提出します。（提出していません。）」にチェックした場合は、個人番号を利用して収入状況を確認します。

イ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)④又は⑤もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【5】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯>

- ア 保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書等又は個人番号カードの写し等）
 - ※ 対象となる高校生等が神奈川県内の高等学校等に在学し、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の申請（届出）を行っている場合はアの書類の提出を省略できる場合があります。
- イ 対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類（健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し）
- ウ 対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養（※）を確認できる書類（健康保険証等の写し）
 - ※ 扶養とは、医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法）における扶養をいいます。
- エ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

<生活保護受給世帯>

- ア 7月1日現在（一部前倒し給付申請の場合は4月1日現在）の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

【神奈川県内公立学校のみ】

- オ ドメスティックバイオレンス等の事情がある方のうち、特定個人情報のやりとりに記録の制限をかける等の措置をしていない方は、個人番号カードの写し等による申請ではなく、課税証明書等により申請してください。

殿

※ 記入しないでください。
円

年 月 日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	ふりがな		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()	
	氏名				
	住所	〒			日中連絡が取れる電話番号
	※1月1日現在、上記と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	都道府県
申請者以外の保護者等	ふりがな		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()	
	氏名				
	住所	〒			日中連絡が取れる電話番号
	※1月1日現在、上記の申請者住所と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	都道府県

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日	
氏名		平成	年 月 日	
在学する学校	学校の名称	(国公立) 立 学校 年		
	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科		
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数
	立	年 月 日 ~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	課程	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	立	年 月 日 ~ 年 月 日		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【2】扶養親族の状況について

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考	
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。							
扶養親族の状況			国・公・私立 学校 年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			国・公・私立 学校 年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	【上記以外の兄弟姉妹】※当該世帯に現在、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。						

【3】振込先口座

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード	預金種目	普通・貯蓄
金融機関コード						
口座番号			口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください		

【4】保護者等の家計急変の状況について

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 (単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。)
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分 (親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合) (複数選任されている場合は全員分)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 など
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名

- この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。
(注)神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。
学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。
- 私の世帯は、現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)
- 【2】扶養親族等の状況についての欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。

<学校使用欄>

学校受付印

次のことについて確認しました。

- 年 月 日現在、本校の
全日制
定時制 課程に在学します。
通信制
専攻科
- 就学支援金
学び直し支援金 の受給資格を有する(補助要件を満たす)者です。
専攻科支援金
- 納付金等について 未済なし
未済あり (円)

学校の名称

学校長の氏名

職印

学校の所在地

〒

学校の電話番号

— —

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【申請者以外の保護者等】の欄は、次によって記入してください。

【申請者（保護者等）】の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

- ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。
- イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。
なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】扶養親族の状況についての欄は、次によって記入してください。

対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23歳未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【3】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【4】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

- ア (1)①、(2)①～⑤又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。
- イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)④又は⑤もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【5】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

- ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
(例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
(例) 課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など(家計急変後)
- ウ 保護者等の扶養人数・年齢を確認するための書類
(例) 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- エ 対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類(健康保険証等(医療機関で受診する際に提出する保険証等)の写し)
- オ 対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養(※)を確認できる書類(健康保険証等の写し)
※ 扶養とは、医療保険各法(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法)における扶養をいいます。
- カ 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等の写し)

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

第2号様式

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、 年 月 日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的			
高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

文 書 番 号
年 月 日

受給者 様
(対象生徒 様)

(神奈川県立学校以外の場合) 神奈川県教育委員会 印
(神奈川県立学校の場合) 神奈川県立〇〇〇〇学校長 印

年度高校生等奨学給付金支給決定通知書

年度高校生等奨学給付金について、下記のとおり支給することを決定したので通知
します。

記

支給決定額 _____ 円

(うち、学校納付金等に充当した額 _____ 円)
差し引き振り込み額 _____ 円

振込予定日 _____ 年 月 日 ()

(問合せ先
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

第4号様式

文 書 番 号
年 月 日

申請者 様
(対象生徒 様)

(神奈川県立学校以外の場合) 神奈川県教育委員会 印
(神奈川県立学校の場合) 神奈川県立〇〇〇〇学校長 印

年度高校生等奨学給付金不支給決定通知書

年度高校生等奨学給付金について、下記の理由により不支給の決定をしたので通知します。

記

(理由)

問合せ先
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち追加支給分については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

なお、授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける追加支給分をその未済額に充てることについて、高校生等奨学給付金申請書又は高校生等奨学給付金(家計急変)申請書の【5】誓約・委任欄に記載のとおり委任します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印

対象となる高校生等

学校名	立	学校	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	学年	年
氏名						

※ 高校生等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

